

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年5月2日(木)
午前9時30分 ~ 午後0時20分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の制定について

警察庁から、「特殊銃の厳格な使用及び取扱いについて全国斉一を期するため、国家公安委員会規則を定めることとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「特殊銃の使用の判断の基準について、自衛隊でいう『ルール・オブ・エンゲージメント』との整合性を考慮しているのかどうか。また、特殊銃の使用に関する訓練についての特別の規定はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「自衛隊とは全く別個の立場なので、本規則の制定に当たって御指摘の点を参考にすることはしない。

特殊銃の使用及び取扱いについて都道府県警察を指導することとした。御指摘の訓練の規定については、本規則第6条に『警察官等けん銃使用及び取扱い規範第15条及び第16条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。』等規定されている。」旨、説明があった。

委員から、「特殊銃の使用は現場指揮官の判断によるとのことであるが、その現場指揮官に事故があった場合の対応についても今回の規則に規定されているのか。本規則は第一線の意見をかなり反映させているとのことであるが、反対に採用できなかった意見はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘のような場合も念頭に入れて、本規則第10条、第12条、第13条にそれぞれ規定している。基本的には、第一線の意見を踏まえ、議論しながら、全体的な構成を考えたものである。」旨、説明があった。

委員から、「将来、これらの特殊銃の種類を増やす計画はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「現在は考えていない。今後の情勢の中で、警察として小型武器に加えるべきものがあれば、その時点で検討されることになると思われる。」旨、説明があった。

委員長から、「特殊銃の利用については、組織で対応し、その責任は、最高指揮官である警察本部長が全面的に負うこととなる。そういう意味では、けん銃の使用とは異なる哲学を持って、警察本部長がどこまで状況に応じた決断ができるかにかかっていると思う。また、特殊な作業員が現れて対応する必要がある場合等に、特殊銃の中で特にライフルを使用する場合もあり得ると思われるので、これらの銃の性能について研究しておいてほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「特殊銃の使用については事前の訓練が極めて重要である。特殊銃の運用や訓練には慎重を期し、使用判断についても最前線の部隊による場合を前提に、しっかりとした形の運用が図られるようにしていかなければならないと考えている。」旨、説明があった。

(2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、

書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、「4月25日から5月1日までの間に行われた参議院内閣委員会の状況等」について報告があった。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「静岡県警察は、平成6年から8年にかけて発生した覚せい剤取締法違反等4事件に係る不適正捜査事案に関し、4月30日までに、各事件の被疑者を逮捕又は書類送致するとともに、当該事件を送致しなかった関係職員ら11人を犯人隠避罪で時効送致し、現職の警視ら5人を減給処分等とした。

奈良県警察の巡查長が、4月8日から現在までの間、無断欠勤し失踪している事案に関し、同県警察は、本日、同人を懲戒免職の処分とする予定である。」

旨の報告があった。

(3) いわゆるマジックマッシュルームを麻薬原料植物として指定する政令について

警察庁から、「政令改正により、いわゆるマジックマッシュルームの栽培等が規制されることとなったことから、警察としては、取締りを強化するとともに、関係機関等と連携した広報啓発活動等を実施していくこととしている。」旨の報告があった。

委員から、「いわゆるマジックマッシュルームが国内で栽培されたり、採取された例はあるのか。また、商業用に栽培等されたことはあるのか。」との質問があり、警察庁から、「自生している例はある。

商業用として大規模に栽培している例は把握していない。」旨、説明があった。

委員から、「いわゆるマジックマッシュルームを麻薬原料植物として指定する効果として、『栽培、輸入、譲渡、譲受、所持、施用等の行為が規制される。』とのことであるが、この『規制』とはどういう意味か。」との質問があり、警察庁から、「原料物質の栽培をはじめとする輸入、譲渡等の各行為が罰則の対象となるという意味である。」旨、説明があった。

(4) 横浜市長選挙における公職選挙法違反(買収)事件について(神奈川県警察)

警察庁から、「神奈川県警察は、5月1日、横浜市長選挙に関し、投票取りまとめ等の報酬として現金を供与した横浜市職員を公職選挙法違反で逮捕するとともに、供与を受けた元同市職員を再逮捕した。」旨の報告があった。

(5) 日本郵政公社法施行法による道路交通法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正について

警察庁から、「4月18日の公安委員会で説明した『日本郵政公社法の施行に伴う道路交通法等の一部改正』については、5月7日に閣議決定される見込みである。」旨の報告があった。

(6) 2002 FIFAワールドカップに伴うパンフレット等の作成について

警察庁から、「スタジアム周辺道路での交通総量の抑制、観客の入退場経路の周知等を図るため、パンフレット等を作成し、各都道府県警察、関係省庁、交通関係団体等に配布することとした。」旨の報告があった。

(7) 来日外国人犯罪の情勢と対策について

警察庁から、「来日外国人犯罪の情勢と対策」について報告があった。

これに対し、委員長、各委員から次の旨の発言があった。

委員長

日本で犯罪を犯し刑に服することとなった来日外国人を、自国へ送還して同国で服役させる方法について、条約等を整備すれば可能なのか。場合によっては、二国間でこのような条約を整備する可能性もあるのではないか。例えば、日本で犯罪を犯した中国人にとって、日本で服役するよりも、中国に送還されて中国で服役する方が犯罪に対する抑止効果が高いのではないか。この点も含めたシステムの構築について警察として問題提起してもよいのではないか。中国に対する強制送還の手続は円滑に行われているのか。

委員

委員長が指摘した考え方は重要である。現在の来日外国人犯罪の現状は危機的な状況にあり、国際組織犯罪等対策推進本部において関係省庁間の連携の強化で問題の解決を図るという段階を超えているものと思われる。この問題に対する専任のプロジェクトチーム等で相当のスピード感覚を持って、縦割り行政の弊や盲点を突破する対策の決定が必要である。警察庁の問題解決へのイニシアチブに期待したい。

委員

来日外国人犯罪の増加に対処するため、内閣官房の下に国際組織犯罪等対策推進本部がおかれたとのことであるが、来日外国人犯罪も「ゆるやかな国際組織」犯罪として位置付けられるのではないか。このような意味での広義の国際組織犯罪にきちんと対処するためには、国際組織犯罪防止条約を国内で法制化することも視野に入れ、体系的に対処した方がよいのではないか。

委員

来日外国人犯罪問題は将来にわたって深刻な問題である。少子高齢化に伴う雇用情勢を考えると、日本経済としては外国人労働者を相当数受け入れざるを得ないと思われる。重要なのは、善良な外国人は受け入れ、犯罪を犯す外国人は厳しく取り締まるという姿勢が必要であり、この問題について諸外国の例を参考に国として真剣に考えなければならない。ところで、来日外国人犯罪が増加しているのに、不法残留者数が近年若干減少しているのはなぜか。また、検挙された中国人は福建省出身者が多いようであるが、この点について特別の対策を講じることはできないのか。また、「本当は日本ではなく米国へ行きたかった。」などと話す中国人被疑者が多いとのことであるが、理解し難い。

委員長、各委員の発言に対し、警察庁側から、次の旨、説明した。

「受刑者移送条約」という多国間の条約があり、日本でも現在批准に向けて作業をしているところである。互いの国で拘禁刑の判決を受けた外国人を同人の自国に移送し、同国で残りの刑期分を服役させるというものであり、これは相手国も加盟することが条件である。御指摘の二国間の条約の整備の可能性はあり得ると思われる。また、中国との関係については、移送等の費用負担の問題等、いろいろな問題がある。強制送還等の際の人定確認については、中国に問い合わせてもすぐに回答を得られない場合が多く、第一線現場が苦勞しているのが実情である。この問題については、中国に対し迅速な捜査協力をしてもらえるよう交渉しているところである。

都道府県警察では来日外国人犯罪に関係する所属等で構成するプロジェクトチームを作って運用し、相当の成果を挙げているところである。

国際組織犯罪等への対策として、組織的犯罪処罰法や通信傍受法等を制定し対応しているところである。

不法残留者については、関係省庁でいろいろな対策を講じた結果、近年微減傾向にある。一方で、平成 8 年ころから不法入国者が非常に増加しており、そうした者の中に犯罪を犯す者が多くなっている。福建省についての対策として、警察や入国管理局が様々な方法で福建省の公安当局と連絡を取って対応しているところであるが、そこはやはり中国の国内問題として中国政府に対策を講じてもらうのが筋だと思う。中国人が米国へ行きたがる理由として、「日本で短期間で金を稼げても、米国の方が将来定着できる可能性がある。」という考え方があるようである。